

総合事業の指定の取扱いについて（参考）

市内地域密着型サービスの指定に係る取扱いが変わりますが、総合事業に関してはこれまでの取扱いと変更はありません。

総合事業における他市町村被保険者による当市内事業所の利用及び当市被保険者による市外事業所の利用に係る指定について、以下のとおり改めて周知いたしますので、併せて御確認をお願いいたします。

➤ 他市町村の被保険者による当市総合事業の利用（住所地特例者を除く）

- 当市内事業所が他市町村の被保険者に対して総合事業のサービスを提供する場合、当該他市町村の指定を受ける必要があるため、当該他市町村へお問い合わせください。
（総合事業については市長の同意は要しませんが、他市町村が那須塩原市内の事業所を指定するかどうかは、その市町村に確認する必要があります。）
- 当市内事業所が他市町村の被保険者を受け入れる場合は、那須塩原市の被保険者の利用に支障がないように配慮することが必要です。

➤ 当市被保険者による他市町村の総合事業の利用（住所地特例者を除く）

- 他市町村の事業所の指定は原則行いません。
- 特段の事情により指定が必要な場合は、個別に相談してください。